

第2回大鰐町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月8日(木) 13時30分～14時00分

2 開催場所 大鰐町役場 議場

3 出席委員 12人

三上 豊	委員	境 祐二	推進委員
藤田 重孝	委員	山口 努	推進委員
原子 一行	委員	大川 元樹	推進委員
浅利 力	委員	八木橋祐也	推進委員
長内 幸子	委員		
土岐 工	委員		
三浦 隆彦	委員		
高橋 藤人	委員		

4 議事日程

議案第2号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画書の決定について
議案第4号	令和6年農作業標準賃金について
議案第5号	不動産取得税の徴収猶予に関する証明について
報告第3号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第5号	農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

5 農業委員会事務局職員

局長 田中 利幸 次長 齋藤 孝嗣 主査 水木 雄士

6 会議の概要

齋藤次長 大鰐町農業委員会憲章唱和を行いますので、皆様ご起立下さい。

田中局長 ただいまから、第2回大鰐町農業委員会総会を開催致します。
高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

田中局長 会長ありがとうございました。引続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員 15 名中 12 名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。
2 番の三上 豊委員と 4 番の藤田 重孝委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請についてですが、整理番号 1 番に三上 豊委員に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により三上委員には一旦退場をお願いします。

(三上委員 退場)

それでは整理番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P1) 整理番号 1 番ですが、虹貝字清川の田 2 筆計 8,429 m²の土地を年間 20,000 円で 5 年間賃貸借する申請です。農地法第 3 条の許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 整理番号 1 番について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので整理番号 1 番は、原案のとおり許可することに致します。

(三上委員 入場)

引き続き議案第 2 号、整理番号 2 番から事務局の説明をお願いいたします。

水木主査 (P1) 整理番号 2 番は、長峰字駒ノ台の畑 2 筆、計 7,267 m²の土地を 10 年間で使用貸借する申請です。

整理番号 3 番は、親子関係にある父所有の農地 5 筆 計 4,848 m²の土地を子へ使用貸借する申請です。本件は、経営移譲年金を受給するため後継者へ使用貸借するものです。

(P2) 整理番号 4 番は、宿川原字山下の田 1 筆 1,775 m²の土地を 100,000 円で売買する申請です。

整理番号 5 番は、八幡館字長内の畑 1 筆 6,309 m²の土地を年間 20,000 円で 10 年間賃貸借する申請です。

いずれも、農地法第 3 条の許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 議案第 2 号、2 番から 5 番について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、2 番から 5 番については原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第 3 号農用地利用集積計画書の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

水木主査 こちらは、大鰐町長より、農用地利用集積計画書を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。

(P5～8) 整理番号 1、2 番ですが、森山字鷹ノ巣の田 2 筆 計 5,129 m²の土地を農地中間管理事業により、年間 51,000 円で賃貸借する申請です。

(P9～10) 整理番号 3 番は、八幡館長内の田 1 筆 5,605 m²の土地を農地中間管理事業により、年間 56,000 円で賃貸借する申請です。

(P11) 整理番号 4 番ですが、唐牛杉ノ木の田 2 筆 計 879 m²を平川市の方から唐牛地区の方へ売買により、所有権移転する申請です。

議 長 議案第 3 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号は原案のとおり許可することに致します。続いて議案第 4 号、令和 6 年農作業標準賃金について事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P12) 令和 6 年農業作業賃金ですが、参考として右側に近隣市町村の令和 6 年の標準賃金を、左側に青森県の最低賃金も踏まえた事務局案を記載しております。昨年度から変更となっている箇所は、6,900 円のところが 7,200 円、果樹作業のせん定が 500 円上がって 9,500 円～11,500 円部分になります。

議 長 これについて、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 4 号は原案のとおり決定することに致します。続いて、議案第 5 号不動産取得税の徴収猶予に関する証明について、事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P13) 地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。対象者は、宿川原の方 1 名で期間は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までとなっております。

議 長 議案第5号について、質問・意見等ございませんか。
委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第5条は原案のとおり許可することに致します。
続きまして、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。
(P15) 報告第3号について説明いたします。

水木主査 今回の受理は、6件で田が16筆、畑が20筆の計26筆61,031㎡の土地が相続されることとなりました。

議 長 報告第3号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第3号は原案のとおり受理することに致します。
続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P16) 今回の受理は1件で、農地中間管理機構を通して貸借をしていた八幡館字広田の田1筆、4,581㎡を令和6年1月4日付けで合意解約したものです。

議 長 報告第4号について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第4号は原案のとおり受理することに致します。
続いて、報告第5号、農地法第52条に基づく貸借料情報の提供について事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P18) こちらは、令和5年1月から12月までに締結した賃貸借における貸借料の実績となっております。田の部については、平均額が6,300円となっております。畑の部においては5筆に満たなかったためデータなしとしています。

(P19) 10a 当たりの貸借料水準の推移については、令和元年から令和5年までの貸借料の推移となっております。

議 長 報告第5号について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第5号は原案のとおり提供することといたします。
これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第2回総会を閉会致します。